

軽減の特例がある資産について

わがまち特例(地方決定型地方税特例措置)

下表に掲げるような資産を新たに取得された場合、以下のような申告により軽減措置が適用されます。

- ①「償却資産申告書」…11 課税標準額の特例欄を「有」とする。
- ②「種類別明細書」…具体的に資産を記載し、右欄の特例欄等にて特例資産とわかるよう記載する。
- ③ 次表備考に記載されている必要書類を添付する。

【主な軽減の特例がある資産】

特例対象資産	関係法令	取得時期	特例期間 特例率	備考 (申告時に必要な添付書類等)
汚水または廃液の処理施設 沈殿又は浮遊装置、油水分離装置等	地方税法附則 第 15 条第 2 項第 1 号	H30. 4. 1 から R4. 3. 31 まで	1 / 2	それぞれの規定に応じた設置届出書や事業許可証、証明書等の写し(該当設備であることがわかるもの) ※新設、増設のみ該当 (更新は除く)
下水道除害施設 沈殿または浮上装置、汚泥処理装置、中和装置等	地方税法附則 第 15 条第 2 項第 5 号	H30. 4. 1 から R4. 3. 31 まで	3 / 4	
浸水防止用設備 止水板、防水扉、排水ポンプ及び 換気口浸水防止器等	地方税法附則 第 15 条第 30 項	H29. 4. 1 から R5. 3. 31 まで	2 / 3	
再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備 ※風力・水力・地熱・バイオマス 発電設備については税務課資産 税係までお問い合わせください。	地方税法附則 第 15 条第 27 項	H30. 4. 1 から R4. 3. 31 まで	取得後 3 年度分 ~999kW 2 / 3 1,000kW~ 3 / 4	①(一社)環境共創イニシアチブ(SII)が発行した『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し ②太陽光発電設備の取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類

【太陽光発電設備について】

従来、固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー設備(経産省大臣の認定を受けたもの)が特例の対象となっていました。しかし、平成 28 年 4 月 1 日取得分から、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)が特例の対象となります。屋根と一体の建材型の場合は申告不要です(家屋として評価するため)。

※裏面あり

中小企業の経営力・労働生産性向上を図るための支援として、下記の法令による認定を受けた計画に基づき取得した一定の資産（右記参照）について軽減措置が適用されます。申告方法は他の特例が適用される資産の場合と同じです。

計画の要件や支援などの詳細については中小企業庁ホームページをご参照ください。

資産の種類	1台・式あたりの取得価額	販売開始からの年数
機械、装置	160万円以上	10年以内
測定・検査工具	30万円以上	5年以内
器具、備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上	

※中古資産は特例の対象にはなりません。

※事業用家屋については、取得価格の合計が300万以上の先端設備とともに導入されたものが対象になります。

特例対象資産	関係法令	取得時期	特例期間 特例率	備考 (申告時に必要な添付書類等)
先端設備等導入計画に記載された先端設備等	生産性向上特別措置法 地方税法附則 旧第15条第41項 旧第62条	H30.6.6から R3.3.31まで	取得後 3年度分 ゼロ	以下の書類の写し ①先端設備等導入計画に係る申請書 ②先端設備等導入計画書 ③先端設備等導入計画認定書 ④工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書 ※⑤⑥はリース会社が申告する場合のみ ⑤リース契約書 ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書
	中小企業等経営強化法 地方税法附則 第64条	R3.4.1から R5.3.31まで		

【注意事項】

- ・固定資産税の特例措置を受けるためには、1月1日（賦課期日）までに「工業会等証明書」が必要です。
- ・先端設備等導入計画の認定前に設備を取得されると、計画認定や固定資産税の特例措置が受けられません。（設備取得後に計画申請を認めることはできません。）
- ・認定された計画について変更が生じる場合、事前に計画変更申請が必要です。計画変更せずに導入された設備は特例措置の対象になりません。

※先端設備等導入計画の認定については商工観光課が窓口となります。

☆ここで記載されていない特例が適用される資産（地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定めるもの）の詳細については税務課資産税係までお問い合わせください。